

道路維持作業車 仕様書

令和 7 年度

奥州市都市整備部維持管理課

概 要

この仕様書は、道路維持作業車（以下「納入機」という。）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元及び各部構造その他を満たすほか、使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性及び良好な操作性能を有するものとする。

納入機は、運輸省令昭和26年第67号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」にて適合するものでなければならない。なお、排出ガスの規制についても同保安基準によるものとする。

ここに明記されていない箇所については、奥州市（以下「発注者」という）と物品供給人（以下「受注者」という）が協議のうえ決定するものとする。

1 目 的

納入機は、道路等の安全を確認するためにパトロールを行い、道路等の異常発見や交通状況の把握、道路維持作業に使用するものである。

2 納入台数 2 台（うち、テールリフトゲート付1台 テールリフトゲート無し1台）

3 性 能

(1) 排出ガス及び燃費

ベース車両において以下の要領及び基準等に適合するものとする。

ア 低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示103号）の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上

イ 乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断基準等（平成11年通商産業省、運輸省告示第2号）または貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断基準等（平成11年通商産業省、運輸省告示第3号）

4 主要諸元

(1) 全 長	5,200mm 以下
(2) 全 幅	2,000mm 以下
(3) 全 高（黄色灯火含む）	2,500mm 以下
(4) 最低地上高	165mm 以上
(5) 車両総重量	6,000kg 以下

なお、「9 付属装置及び付属品 9-2 車両総重量に含まないもの」以外は、本車両総重量に含むものとする。

(6) 最小回転半径（最外側車輪中心）	6.0m 以下
(7) 乗車定員	6人 以上

(5) 標準付属工具	1 式
(6) リアヒーター	1 式
(7) ドアバイザー	1 式
(8) 床マット	1 式
(9) 後方カメラ	1 式
(10) ドライブレコーダー（前後200万画素以上）	1 式
(11) 被害軽減（自動）ブレーキ機能	1 式
(12) テールリフトゲート1,000kg能力 ※テールリフトゲート付車のみ適用	1 式
(13) 下回り防錆塗装	1 式
(14) LEDヘッドランプ	1 式
(15) フロントフォグランプ	1 式
(16) 後方作業灯（LED 2個）	1 式
(17) パワーウインド（前席）	1 式
(18) 下回り防錆塗装	1 式
(19) 透明ビニール製シートカバー（全席）	1 式
(20) 荷台鳥居フック（4個程度・スコップ等吊るせるもの）	1 式

8-2 車両総重量に含まないもの

(1) スタッドレスタイヤ（ホイール付）	1 式
(2) タイヤチェーン	
(2) 取扱説明書	1 式
(3) 履歴簿	1 式

9 塗 装

国土交通省建設機械塗装基準による。

車体の両側面及び後面の幅15cmの帯状かつ水平の部分を白色に、車体その他の部分を黄色に、それぞれ塗色したものとし、前後バンパー部は赤白ストライプ塗装とする。両側面に「奥州市道路維持作業車」の文字を入れる。

10 検 査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

検査に要する器具、人員等は受注者において準備するものとする。

11 保 証

納入後1箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、受注者は無償修理をおこなわなければならない。ただし、製作会社等が別に定める保証期間が1箇年以上にわたる場合はそれを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議のうえ、受注者に無料修理を行なわせることがある。

12 納期

令和8年1月30日

13 納入場所

奥州市江刺大通り1番8号

14 その他の事項

14-1 製造期日等の指定

納入機は納入期日前1箇年以内に製造されたもので、新品でなければならない

14-2 灯火・警光灯の取付け方法の指定

黄色灯火・赤色警光灯及びスピーカ（以下「灯火類」という）の取付け方法は、次のとおりとする。

(1) 灯火類の規格、取付け位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱いについて（昭和55年6月5日付け、建設省機発第473号(以降の改正分を含む)）」に準じるものとする。

(2) 灯火類は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、灯火等の重量、振動に耐え得るよう取付け部分に必要な補強を行なうものとする。

14-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務付けられた図書に使用する言語は、日本語とする。

14-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び緊急自動車指定、道路維持作業車の申請・届出については受注者が行なうものとする。また、これらにかかる費用は受注者の負担とする。ただし、これによりがたい場合は発注者の指示を受けるものとする。

契約書に記載する金額は、消費税及び地方消費税、納入及び登録に係る一切の費用（自動車損害賠償責任保険料、リサイクル料及び自動車重量税は除く。）を含むこと。

希望ナンバー登録とするため、詳細は別途指示による。